

平成 30 年 第 10 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 10 月 10 日(水) 13：30～14：25

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員 18 名／19 名

3. 出席委員名簿

農業委員（ 欠 席 ）

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員

5 番 榎田實 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員

9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 11 番 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員

13 番 緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員

17 番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員 19 番 高木洋一委員

事務局職員

（本 庁）坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄

（七城分室）小林政純

（旭志分室）下川利治

（泗水分室）角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします「皆様、こんにちは」ご着席下さい。今回、農地法第 5 条許可申請について本日 10 日取下げ願いが提出されましたので、申請件数は 6 件になりました。順次番号が繰下げとなりますのでよろしくお願いします。

本日は議席番号 6 番緒方哲郎委員から欠席の届出がっております。只今の出席者数は 18 名です。定足数に達しておりますので只今から平成 30 年第 10 回農業委員会を開催いたします。本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の進行の方よろしくお願いします。

(1) 会長挨拶

【会 長】

改めましてこんにちは。大変農作業の忙しい中最近の天気も悪いところで支障をきたしているところじゃないかと思っております。農業委員会の方の 5 条申請あたりの未着

工あるいは法人あたりの経営状況の報告が困難になって事務局の方も再三督促はしておりますがなかなか提出されなくて、今後につきましてはそういった担当委員さんに関係ある案件、あるいは法人さんあたりは逐一報告しましてなんとかこう早いうちに解決していきたいと思っておりますので宜しくお願いします。本日は議案第1号から4号、報告案件4件でございます。慎重なる審査をお願いしまして挨拶といたします。それでは議事録署名人を指名致します。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号13番緒方啓一委員と15番の荒木孝子委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

5. 議案審議

(1) 第1号 農地法第3条許可申請について

【会 長】

それでは案件に入ってまいります。

まず、議案第1号を上程いたしますので事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第1号、農地法第3条許可申請についてでございます。

議案書の1点をお願いします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。

案件は、所有権移転3件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定4件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、所有権移転の1番につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】

まず最初に今月の案件は全て農地法第3条第2項に該当しませんので許可要件をすべて満たすものと考えております。2点をお願いします。

1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。譲渡人さんは申請地を小作に出されておられ今回売却を考えておられました。この申請地は基盤整備がかかるのではっきりしたいと思われております。譲受人さんはこの土地をずっと小作されており今回、譲渡人さんから買って欲しいと話をもってこられ譲受人さんとの間に売買が成立したものです。譲受人さんも高齢ですが後継者もおられますので問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。この土地は譲渡し人さんのお兄さんの土地だったもので、それをお兄さんが亡くなられてから譲渡人さんが登録されたようですが、譲渡人さんも高齢で作付けするのもできないということから近所の譲受け人さんと話がまとまったということです。申請地は譲受人さんの自宅のすぐ前で、本人さんは会社員さんですけれどもお母さんが野菜を作るということでしたので大丈夫だと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。譲渡し人の方は熊本市内にお住まいで以前からこの農地を貸しておられました。譲受け人の方は76歳ですが意欲的に頑張っておられます。今回譲渡し人の方からお話があり売買が成立しました。なんら問題ないと思われまます。よろしく審議の程申し上げます

【会 長】

次に、賃貸借権の1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

3番をお願いいたします。1番です。貸付け人、借受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。貸付人さんと借受人は同じ地区にお住まいで親しい間柄です。今回借受人のお父様が農業者年金の受給の対象者となられる為、貸付人さんの経営移譲先変更の申請です。借受人さんは酪農家の後継者として頑張っておられますので問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。貸付人さんと借受人さんはお隣同士にお住まいでこちらも借受人さんのお父様から息子さんへの変更で問題ないと思いますので宜しくお願いします。

【会 長】

次に、使用貸借権の1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

4番をお願いいたします。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。貸付人さんと借受人さんは親子関係で同居でございます。農業者年金の経営移譲による再設定でございますのでなんら問題ないと思います。宜しくお願いします。また、借受人さんは水稻や柿、くりなどを作っているのも問題ないと思います。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

5番をお願いいたします。2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。貸付人さんと借受人さんは親子関係であります。農業者年金の経営移譲による再設定になります。何も問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

6号をお願いします。3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。貸付人さんと借受人さんは親子です。農業者年金の経営移譲による再設定になっています。息子さんは後継者として稲作中心にきのこ栽培等を夫婦2人で頑張っておられなんら問題ないと思います。宜しくをお願いします。

【会 長】

次に、使用貸借権の4番をお願いいたします。

【事務局】

7号をお願いします。4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。借受人は認定酪農家です。最適化推進委員もされております。なんら問題ないと思います。宜しく審議の方をお願いします。

【会 長】

それでは農地法第3条に関する許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

【会 長】

意見もないようですので許可することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可することに決定いたします。

(2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第2号農地法第5条許可申請についてでございます。

8号をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会の意見を決定いただくものです。今回案件は、

所有権移転3件、使用貸借権2件、地上権設定1件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

【事務局】

9ページをご覧ください。所有権移転の1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設ということで例外規定が該当しますので転用可能となります。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番歌丸です。申請地は、熊本電鉄菊池プラザより西へ約800m行った野間口の神来地区内で申請者の自宅の隣接地にあります。申請者はカスミソウを大規模に栽培されており年々出荷量が増え現在の自宅の作業場では手狭になりました。また出荷の際に大型の集配車が自宅に入らず、市道に駐車して積み込みを行なっている状態で交通の妨げになっております。今回農業用倉庫の建設と交通の妨げにならないよう集配車の駐車スペースを敷地内に設けるための申請です。給水施設は不要で生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透としオーバーフロー分は既存水路へ放流されます。地元からの同意も得られておられます。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

所有権移転の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、例外規定の1つである集落接続に該当しますので転用可能となります。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【榎田実委員】

5番の榎田です。申請地は七城支所より南へ1キロくらいの県道鹿本旭志線から100mほど離れた清水地区内にあります。譲受人さんは現在、七城町の船田西団地に住んでおられます。子供さん達も大きくなり少し手狭になっておられました。また、ご本人もリフォーム関係の会社を経営されており熊本地震の後は仕事も増えビニールの売り

場の敷地を借りて営業をしております。そういうことで住宅、それから資材置き場そして駐車場も併設できる土地を探されておりました。そういう中奥様の実家の近くに土地が見つかり譲渡人さんとの話がまとまり申請となりました。給水は地下ボーリングを行い汚水は公共下水道へ接続、雨水は自然浸透枡を設置されます。造成中土砂などの流出がないように、また発生した場合はその都度対処するそうです。それから農業などには影響はないと思いますが発生した場合は早急に対応するそうです。以上のことからなんら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

所有権移転の3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない第2種農地になります。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【工藤清子委員】

1番の工藤です。10月5日会長はじめ事務局、推進委員、申請者の方と現地確認を行ないました。申請地は旭志麓湯舟の構造改善センターより東へ道なりに約150m位行った右側の集落内の農地です。申請理由は譲受け人の方は両親と別に暮らしておられますが両親とともに原木栽培しいたけを中心に米と野菜を作られております。農業を頑張っておられます。通い農業でございます。今後農業の規模拡大を図るため両親の近くで農家住宅を建てて農業用倉庫、しいたけ乾燥施設などを作りたいという計画でございます。また家族、奥さんと子供3人、実家で4世帯で暮らすには手狭で難しいということでした。今回近くで住んで、おじいさん、おばあさん、両親の世話もしたいしまた、反対に子供たちを見てもらいたいということから申請をされました。生活雑排水は合併浄化槽にて処理、既存の水路に放流、雨水は自然浸透オーバーフロー分は既存の水路に放流ということです。区長さんからも同意書類も取れています。2種農地でございます。致し方ないと思います。宜しく審議のほどお願いします。

【会 長】

次に使用貸借権設定の1番について説明をお願いします。

【事務局】

使用貸借権の1番です。貸付人、借受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある、第2種農地になります。こちらは地番の訂正があります。分筆の際、法務局の間違いにより地番が変わ

りましたので訂正をお願いします。訂正につきましては、3356の2が3356の4になります。

【会 長】

1番について担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。申請地は泗水東小学校より南西に約1km、永菅原神社より西へ200m位のところにあります。10月5日に事務局と丸山会長と代理人さん、井藤推進委員さんと現地調査を行ないました。申請人さんは現在大津町にお住まいですが、3ヶ月ほど前に子供さんが生まれ子育てしやすい場所として奥様の実家のすぐ近くにあるおじい様のこの農地を選定されました。ここは現在家庭菜園として色々な野菜が植えられていましたが、周囲は住宅地です。給水は市の上水道に取り込み、生活雑排水は市の下水道へ接続放流、雨水は宅内浸透枡で処理しオーバーフロー分は市道内側溝に接続放流されます。区長さんの排水同意も添付されています。造成中は土砂の流出、堆積に十分注意し万一被害が出た場合は適切に対処するという事です。以上のことから転用はやむをえないと思います。皆様のご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

使用貸借権設定の2番です。貸付人、借受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、菊池市役所泗水支所から300m以内にある第3種農地になります。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【川口毅憲委員】

17番の川口です。5日の日に会長、事務局、推進委員と現地調査に参りました。只今事務局の説明のとおり泗水支所から南側に300mほど行ったところで3種農地ですのでほとんど回りは住宅が多いところですので、まずもってその土地の所在については問題ないと思われれます。転用の目的としては貸付人、借受人は親子であります。奥様の親御さんであります。転用の目的は、借受人は今、借家に住んでいらっしゃる事でご両親の実家の近くにご両親の面倒を見るということも兼ねまして近くに家を建てたいという事が申請理由になります。現地の状況としましては先程申しましたように第3種農地で、場所的には問題ありませんし特別、手を入れるようなところはありませんので問題ないと思います。隣接農地にも影響もないですし給排水についても第3種農地で住宅が混在してるところでございますので全て揃ってますしその辺に関しても問題ございませんし周辺集落、あるいは近隣の方にも同意は取れていますので問題ないと思います。宜しくをお願いします。

【会 長】

次に地上権設定の1番について説明をお願いします。

【事務局】

地上権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては農業公共投資の対象となっている第1種農地になっております。第1種農地は原則不許可ですが、例外規則の一つである農地が事業面積の3分1以内の転用に該当しますので許可可能となります。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。10月5日に事務局と丸山会長と代理人さん、井藤推進委員と現地調査を行ないました。申請地は泗水東小学校より南へ約1.2km、酪農マザーズステーションより南方へ約1kmの永観光栗園内です。現在この栗園は組合員さんの高齢化により栗の手入れと観光栗園としての運営が困難になり閉園状態です。ここは斜面が南東、南西向き傾斜が10度から15度、約19ha以上の広さがあり地盤が砂質粘性土で日射量が多いというメガソーラーの状況であったということと、近くの川辺工業団地に九電の変電所があり系統連携においても最良の位置にあるということで選定されました。周辺はほとんど飼料畑となっております。給水は必要としません。雨水は排水側溝を設置し事業敷地内の調整池に放流し調整後施設水路へ放流、生活雑排水は発生しません。造成中は計画地に囲いを施すなど土砂の流出、堆積、崩壊などが起こらないように対策し周辺農地に迷惑がかからないように十分配慮する。万が一被害が生じた場合は責任を持って解決するということです。近隣農地の同意書も取っております。私個人としては、子供たちが小さい頃、毎年遠足で栗拾いをしていた栗園がなくなるのはこれも時代の流れなので仕方がないのかなと思います。皆様のご審議を宜しくお願いします。

【会 長】

農地法第5条の許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたがこのことについて何かご意見ご質問がありましたらお受け致します。

～意見なし～

意見もないようですので承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することにご異議ございませんか

～異議なしの発言～

はい。それでは許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたします。

(3) 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について

【会 長】

次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第3号 農用地利用集積計画（案）についてです。

14頁をお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上委員会の意見を決定頂くものです。詳細につきましては、担当より総括表の説明の後順次ご説明しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番についての説明をお願いいたします。

【事務局】

15ページをご覧ください。農用地集積計画総括表案です。今月の利用権設定は賃借権設定が6件、使用貸借権設定が1件、所有権移転が3件となっております。それでは所有権移転の各筆明細書の説明にまいります。17ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番について、担当委員は緒方哲郎委員ですが本日欠席ですので、私丸山が説明の依頼を受けておりますので意見を述べたいと思います。

今回の案件は、所有権を移転する方が議案書に記載してある県外にお住まいで耕作できないことから、所有権の移転を受けられる方へ相談されて、双方合意のもとこの申請になったということです。所有権の移転を受けられる方は、水稻、ごぼうを手広くされており、認定農業者で、ゴボウ部会の役員もされており、農地の管理等もしっかりされており、以上のことから、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。所有権を移転する人と受ける人は同じ地区の人です。受ける人は移転する人の土地を小作していたので両方合意の上で売買が成立したものです。宜しく審議のほどをお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は菊池市養生園から南東へ200mくらいのところにあり、現状は空き地になっています。所有権の移転を受ける方は認定酪農家で地域農業の担い手として頑張っておられます。先の熊本地震で牛舎半壊の被害を受けられましたがそれにもめげず意欲的に牛舎、育成舎を建て直し規模拡大を図られ経営の円滑化を図るためどうしても堆舎、運動処理施設が必要となりました。それには、牛舎道向かいの現地が最適と考え地権者2名と話し合いで売買の折り合いが付きました。排水につきまして自然浸透枡を設置し、処理されます。区長、隣の農家からも許可をとっております。堆舎資金計画についてはクラスター事業にのりJAからの借り入れと補助金で問題はないと思われます。この申請は適当と考えます。皆さんのご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

今回の計画は只今、説明がございました所有権移転3件、ほか賃貸借権6件、使用貸借権1件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認いただきたいと思ひます。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思ひます。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。

【榎田實委員】

5番の榎田です。支払い方法のところですけども、小作料1万とか2万とか書いてありますけども2番、5番、6番は50とかですが。

【事務局】

2番、5番、6番につきましては反当り、2番は50kg、お米が50kgですね。5番は60kg、6番が118kgと言うことになります。

【榎田實委員】

はい。分かりました。

【会 長】

他にはございませんか。

意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案のとおり承認することに決定します。

(4) 議案第4号 あっせん申出について

【会 長】

次に議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第4号 あっせん申出についてでございます。

21 号をお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせんの申し出」が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定し、次のとおりあっせん委員を指名するものです。今回の案件は、売渡し1件、借受け1件です。

22 号をお願いします。売渡し申出者の住所・氏名、売渡し希望農地の所在地等につきましては、記載のとおりです。あっせん委員につきましては、農業委員1名と農地利用最適化推進委員1名を指名したいと思います。売渡し希望農地の所在地から、議席番号5番の榎田委員と、担当農地利用最適化推進委員の美麗委員をお願いしたいと考えております。

次に26 号をお願いします。借受け申出者の住所・氏名、借受け希望農地の所在地等につきましては、記載のとおりです。あっせん委員につきましては、借受け希望農地の所在地から、議席番号4番の工藤真理子委員と、担当農地利用最適化推進委員の井藤委員をお願いしたいと考えております。ご審議方よろしく申し上げます。

【会 長】

あっせん申出について、事務局からの説明が終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは「あっせん申出」につきましては承認し、あっせん委員には只今事務局から提案がありましたように、1件目は売渡し希望農地の所在地等から、榎田委員と、推進委員の美麗委員を、2件目は希望借受け農地の所在地等から、工藤真理子委員と推進委員の井藤委員をそれぞれ指名することに決定いたします。

【会 長】

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局長】

報告案件です。27 号をお願いします。今回は、土地改良届け・合意解約について・許可返納願い、あっせん取り下げについて、それと先ほどありました申請の取り下げについて追加して報告します。

第1号「土地改良届け」についてでございます。

28 号をお願いします。今回は2件です。1件目の届け者の住所・氏名・①土地の表示・②土地改良の理由・③事業内容・経費等については議案書のとおりです。

次に2件目の届け者の住所・氏名・①土地の表示・②土地改良の理由・③事業内容・経費等については議案書のとおりです。

第2号「合意解約」についてでございます。

合意解約について一部修正がございますので先に修正のほうをお願いします。32 号をお願いします。32 号のですね6番、合計1筆と面積と田0畑が2筆になっていますけどもこれは1筆の間違いです。1に修正をお願いします。次に33号をお願いします。10番の案件ですね。計のところの畑が3筆となっていますが2筆の間違いです。2で修正をお願いします。それともうひとつ34ページ下の方14番です。田が3筆になっていますけどもこれは2筆の間違いです。2に修正の方をお願いします。申し訳ありませんでした。それでは合意解約についてでございます。30号をお願いします。30号から34号にかけてについてでございます。農地法第18条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で16件となっています。

地目ごとの面積は、田が13筆で17,394.66㎡、畑17筆62,673㎡です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

第3号「許可書返納願」についてでございます。

35号をお願いします。農地法第5条許可書の返納願があったものでございます。今回は1件です。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。

第4号「あっせんの取下げ」についてでございます。

36号をお願いします。今回は1件です。平成30年7月27日付けであっせん申出があった案件について取下げがっております。詳細については、議案書記載のとおりです。

第5号「許可申請取下」についてでございます。

別紙取下げ書をお願いします。今回は1件です。平成30年9月25日付けで農地法第5条の規定による許可申請があった案件について取下げがっております。詳細については別紙記載のとおりです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

【緒方 啓一】

13番緒方です。只今取り下げ書の説明がありましたけれども別紙の土地利用計画にですね、公園化計画を練ってあったのにも関わらず今回、取り下げになっていますけれども何か理由とか事務局、伺っていますか？

【事務局】

このことにつきましては申請者の代理人さんの方からお話を伺っておりまして、農地の転用許可申請の添付書類で県の指導で排水同意書を添付して頂く必要があるんです

が相手側の菊池川漁業協同組合さんから排水同意書に印鑑を押して頂く申請だったんですがこの同意が滞っている為、今回取り下げという形になりました。

【会 長】

取り下げの理由をきっちりととったほうがいいですよ。あまり回りくどくならない方がいいですよ。

【事務局】

同意が取れない理由としましては排水同意は釣堀の水を排水する為の同意で、釣堀の魚のえさの内容を教えると言ったことで、そこで現在排水の同意が取れていない状態になっております。

【会 長】

添付書類はこれまで受付られているのですか。

【事務局】

排水同意につきましては法廷添付書類ではありませんが県の指導により排水同意書は添付書類となっております。

【会 長】

検討委員会当日までは菊池川漁協協同組合からの同意書が取れていなかったことで、合併浄化槽の放流について同意書はとれとととですか？

【事務局】

合併浄化槽についての同意は区長から取れています。

【会 長】

検討委員会の時は漁協と言っていなかったか。

【事務局】

検討委員会の際には合併浄化槽ではなく釣堀の排水の同意でありまして合併浄化槽の同意は区長のほうから頂いております。

【会 長】

今回はそういったことですのでそこら辺りはまたきちっと取れば来月上がってくる案件であると思えますのできちっと整理してもらって宜しいですか？

【事務局】

はい。分かりました。

【会 長】

他にはございませんか。

～意見なし～

意見等もないようですので、以上のおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

皆さんご起立をお願いします。これをもちまして第10回農業委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

平成30年10月10日

菊池市農業委員会会議規則第18条の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

Ⓔ

菊池市農業委員会 委員

Ⓔ

菊池市農業委員会 委員

Ⓔ